様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年10月4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さいとうせいきかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　　齊藤精機株式会社  （ふりがな）さいとうたけし  （法人の場合）代表者の氏名 齊藤　武  住所　〒252-0206  神奈川県相模原市中央区淵野辺1-21-18  法人番号　8021001012264  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 齊藤精機 株式会社　ホームページ  「DX推進戦略と進捗について」 | | 公表日 | ２０２４年　４月３０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ  公表場所：トップページ（https://saito-seiki.co.jp/）→「DXへの取り組み」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/）→「DX推進戦略と進捗について」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/dx-promotion/）のDX推進戦略　２項、３項 | | 記載内容抜粋 | ２．DXに関する経営ビジョン  DXに関する経営ビジョンは、「DXによって働く人と環境の多様性を可能にし、事業の生産性を高めながら、付加価値の高い製品・技術・サービスを顧客に提供する」です。  　具体的には、社内のDX推進により、多様な人材が有機的なつながりを持って活躍できる体制を構築するとともに、顧客に付加価値の高いソリューションを継続して提供する企業を目指します。  ３．経営ビジョンを実現するためのビジネスモデル  ❶ デジタル技術を活用した生産性の向上  ❷ デジタル技術を活用した顧客サービスの向上  ❸ デジタル技術を活用した製品性能の高度化（長期的） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社では社長が意思決定の権利を有しているため、社長の承認のもと公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 齊藤精機 株式会社　ホームページ  「DX推進戦略と進捗について」 | | 公表日 | ２０２４年　４月３０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ  公表場所：トップページ（https://saito-seiki.co.jp/）→「DXへの取り組み」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/）→「DX推進戦略と進捗について」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/dx-promotion/）のDX推進戦略　４項 | | 記載内容抜粋 | ４．経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための戦略  ❶ デジタル技術を活用した生産性の向上  　①各種申請書や帳票類の電子化を進め、ペーパーレス化を推進します：電子帳票作成ツール（Zoho Forms等）の活用  　②データのフォーマットを部門間で共通化し、各種データを管理、営業、設計、調達の各部門で共有、活用できるようにします：データ変換ツール等の活用、クラウド型サービスの活用（MetaMoJi Share for Business 等）。  　③情報の共有とナレッジの蓄積を推進し、課題解決のスピードアップを図ります：情報共有システムの導入と活用  　④承認プロセスをデジタル化し、承認プロセスの見える化、厳格化します：電子承認ツールの活用  　⑤社員のデジタルスキルを向上し、デジタル技術の活用を推進します。  ❷ デジタル技術を活用した顧客サービスの向上  現在まで紙資料で管理していた納入製品のメンテナンス履歴をデジタル化し、データベース化する体制とシステムを整え、メンテナンス履歴データと顧客データベース（Zoho CRM）を連携して履歴データを管理することで、顧客への提案力を向上させます。  　また、デジタル化した納入装置のメンテナンス履歴をクラウドシステム（Zoho CRMなど）を介して顧客と共有し、顧客からのコメントや部品購入依頼などを受け付けられるようにして、顧客とのコミュニケーション向上と手間の削減を実現します。  ❸ デジタル技術を活用した製品性能の高度化（長期的な取組み）  AI技術を活用し、高機能製品の開発に取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社では社長が意思決定の権利を有しているため、社長の承認のもと公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX推進戦略　５項、６項 | | 記載内容抜粋 | ５．体制・組織  DX戦略を推進するための体制・組織として、社長を委員長とした「DX推進委員会」を設置します。  ６．人材の育成・確保  DX戦略を推進するための人材の育成として、「DX推進委員会」主導のもと、以下の取り組みを実施し、DX人材を育成していきます。  　・社員研修の定期的開催（DX推進の意義の共有、デジタル技術の取り扱い、ツール利用ルールの徹底　等）  　・社内外のDX研修受講、各種資格取得の促進  DX戦略を推進するための人材確保として、以下の取り組みを実施していきます。  　・IT系有資格者の積極的採用  　・IT企業やIT専門家との協力体制構築 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX推進戦略　７項 | | 記載内容抜粋 | ７．環境やシステム  DX戦略を推進するために必要なITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けて、以下の取り組みを実施します。  　・必要なITシステム導入に向けた予算の確保  　・IT人材の育成に向けた研修費の新設とその予算の確保 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 齊藤精機 株式会社　ホームページ  「DX推進戦略と進捗について」 | | 公表日 | ２０２４年　４月３０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ  公表場所：トップページ（https://saito-seiki.co.jp/）→「DXへの取り組み」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/）→「DX推進戦略と進捗について」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/dx-promotion/）のDX推進戦略　４項❶、❷、❸各項の後半部分において「達成度を測る指標と達成目標」として記載 | | 記載内容抜粋 | ❶ デジタル技術を活用した生産性の向上  達成度を測る指標と達成目標  　①初年度はペーパーレス化の対象となる帳票類のリストアップし、次年度にはそれらの書類の50%をペーパーレ  ス化を進め、3年後にはペーパーレスを完了させる。  　②初年度は共通化対象のデータをリストアップ、共通化に必要なツールを導入し、3年後までにデータフォーマットの共通化を完了させる。  　③初年度は情報共有システムの調査選定と利用対象部門（社員）の範囲を決定し、2年後までにシステムを導入し、3年後まで社員全員が活用できるようにする。  　④初年度は現状の承認プロセスを整理し、次年度必要なツールを導入、3年後には運用を開始する。  　⑤毎年各社員、各部署に応じたデジタル教育計画を立て、教育の実施率７０％以上を目指す。管理系部門に情報系の資格（ITパスポートや情報セキュリティマネジメントなど）取得社員を1名以上配置する。  ❷ デジタル技術を活用した顧客サービスの向上  達成度を測る指標と達成目標  ２年後までにデジタル化するメンテナンス履歴の詳細項目とデジタル化するシステムの構築を行い、顧客と履歴データを共有できるシステムを整備し、３年後には運用を開始する。  ❸ デジタル技術を活用した製品性能の高度化（長期的な取組み）  達成度を測る指標と達成目標  3年後までに高機能製品の開発を開始する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年　４月１１日 | | 発信方法 | 発信方法：当社ホームページ  公表場所：（１）DX推進についての発信：トップページ（https://saito-seiki.co.jp/）→「DXへの取り組み」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/）のDX推進宣言  （２）DX推進の進捗についての発信：トップページ（https://saito-seiki.co.jp/）→「DXへの取り組み」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/）→「DX推進戦略と進捗について」のページ（https://saito-seiki.co.jp/dx/dx-promotion/）のDX推進の進捗 | | 発信内容 | （１）DX推進についての発信  DX推進宣言  私たちは、半導体、衛星、航空機、自動車関連の情報セキュリティの厳しい分野で使用される専用機の製造、装置の設計・製作・試作加工に80年以上にわたって取り組み、国内外のお客様のニーズに豊富な設計経験と高度な製造技術で応えてきました。  　私たちは、これからも各種専用機と装置の設計メーカーとしてさらなる進化を遂げ、お客様の次世代ニーズに応えるとともに、社員にも魅力のある会社にしてまいります。  このために、私たちは近年著しく進歩しているデジタル技術を積極的に取り込み、全社をあげてDXを推進していきます。  2024年4月11日  株式会社齊藤精機  代表取締役　齊藤　武  （２）DX推進の進捗についての発信  DX推進の進捗  当社でのITツール・機器等の活用の歩みに加えて、2024年4月からのDX推進の進捗をここにお知らせしてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年　３月頃～２０２４年　５月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAのDX推進ポータルから自己診断結果を提出しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年　３月頃～現在継続中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき、当社ホームページ「DXへの取り組み」（https://saito-seiki.co.jp/dx/）の「情報セキュリティ方針」の中で、二つ星の自己宣言を行っています。また、「情報セキュリティ基本方針」のもと情報セキュリティ対策に継続的に取り組んでいます。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。